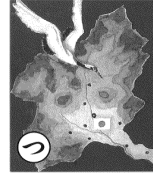




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月29日(金) 号外(第13号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第282号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン (通称名 Benocyclidine、BTCP) 及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン (通称名 Metonitazene) 及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=3- [(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル] -4-メチルベンゾアート (通称名 2F-QMPSB) 及びその塩類
- (4) N- (アダマンタン-1-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和3年10月31日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。